

(陳受R7第8号)

自治体病院に関する要望

受理年月日	令和7年10月30日
陳情者	全国自治体病院経営都市議会協議会 会長 前 誠一 (金沢市議会議長)

陳情の要旨

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなど社会的使命を果たしている。加えて、自治体病院は地域社会維持のほか感染症や災害時の医療確保など緊急時への対応に極めて重要な存在となり、地域医療において重要な役割を担っている。

自治体病院を経営する都市は、住民が居住する地域にかかわらず等しく適切な医療を受けられる環境の整備に全力を傾注しているところであるが、物価高騰や賃上げの社会情勢も相まって極めて厳しい経営状況に直面しており、自治体病院を取り巻く多くの問題を地方自治体が単独で改善していくことは、極めて困難な状況となっている。

本格的な人口減少・超高齢社会においても、自治体病院が地域に必要とされる良質な医療を継続的に提供し、地域社会維持の重要インフラとしての役割を果たすためには、自治体病院の経営基盤の安定化を図るとともに、医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、国においては、別記事項を実現されるよう強く要望する。

自治体病院に関する要望

○ 自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなど社会的使命を果たしている。加えて、自治体病院は地域社会維持のほか感染症や災害時の医療確保など緊急時への対応に極めて重要な存在となり、地域医療において重要な役割を担っている。

○ 自治体病院を経営する都市は、住民が居住する地域にかかわらず等しく適切な医療を受けられる環境の整備に全力を傾注しているところであるが、物価高騰や賃上げの社会情勢も相まって極めて厳しい経営状況に直面しており、自治体病院を取り巻く多くの問題を地方自治体が単独で改善していくことは、極めて困難な状況となっている。

○ 本格的な人口減少・超高齢社会においても、自治体病院が地域に必要とされる良質な医療を継続的に提供し、地域社会維持の重要インフラとしての役割を果たすためには、自治体病院の経営基盤の安定化を図るとともに、医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、国においては、別記事項を実現されるよう強く要望する。

1 財政措置等について

- (1) 保険医療機関等による地域の医療提供体制を将来にわたって維持・確保するため、診療報酬の大幅な引き上げをはじめ、必要な財政支援を講じること。また、診療報酬制度については、物価や賃金の上昇が適時適切に反映される仕組みを組み込むこと。
- (2) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等の政策医療や不採算医療について十分配慮し、病院事業に係る地方交付税措置を更に拡充すること。
- (3) 国際情勢の不安定化の影響などにより物価高騰や資材不足を招いていることから、自治体病院建築単価の高騰に係る対応として、病院事業債に措置される地方交付税の対象となる建築単価の上限を実勢に合致したものへと見直しを図ること。また、その他建設資材等の価格高騰、納期遅延等に関して支援を行うこと。
- (4) 効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機

関に対し、十分な財源を確保し支援すること。

(5) 山間へき地や離島における医療を確保するため、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備促進・安定的な運営確保やオンライン診療の導入など、地域の実情に応じたへき地保健医療対策に必要な財政措置を拡充すること。

○ (6) ランサムウェア等のサイバー攻撃による医療機能停止を防止するため、サイバーセキュリティ対策にかかる費用面での支援を行うこと。また、被害を受けた場合でも速やかに復旧できるよう、財政支援等を講じること。

2 医師確保対策等について

○ (1) 「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の具体的な取組の推進に加え、医師の不足・地域間偏在の抜本的な解消に向けた更なる対策及び財政措置を講じること。

(2) 医師の地域偏在や診療科偏在等を解消するため、医師不足地域での一定期間の勤務義務付け、診療科ごと

の必要専門医数の養成と地域への配置など、地域の医療ニーズに対応した支援体制を早急に確立すること。

(3) 医師不足や地域間・診療科間の医師偏在の実態を踏まえ、地域に必要な医師の絶対数を確保するため、医学部入学定員における地域枠を増員するなど、更なる施策及び財政措置を講じること。

(4) 診療科偏在のは正策が確立するまでの間、現行の医学部の臨時定員増を継続すること。⑩

(5) 女性医師及び女性看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育・病児保育の体制整備や復職支援の充実など、安心して働き続けられる職場環境の整備促進を支援すること。

(6) 自治体病院は医師不足地域に多く存在することから、先端技術を活用した遠隔医療環境の一層の整備促進を図るとともに、A I を用いた病理診断や画像診断などの導入・活用へ向けた財政支援措置を拡充すること。⑪

(7) 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、I C T の活用による地域医療連携や医療・介護連携の充実に向けた取り組みを支援すること。

3 医師等の働き方改革について

医師、看護師など医療従事者の負担軽減及び働き方改革を推進するため、医師事務作業補助者や看護補助者等の人材確保のほか、業務効率化に向けたＩＣＴ導入等に必要な経費に対する財政支援措置を拡充すること。

○ 4 新専門医制度について

新専門医制度について、医師の地域偏在、診療科偏在を助長するなど地域医療に影響を及ぼすことのないよう、地域の実情を把握・検証し、若手医師、女性医師及び指導医が地方にバランスよく配置されるよう、日本専門医機構等に対し実効性のある対応を求めるなど、必要な対策を講じること。

○ 5 救急医療について

- (1) 救急医療機関へのアクセス効果向上のため、地域に必要な救急搬送体制の整備を積極的に進めること。
- (2) 救急医療体制の改善のため、救急車の適正利用や救急医療機関の適切な受診を広く国民に啓発するととも

に、各地域で行っている救急医療電話相談（＃7119）等の普及・周知を図ること。

6 地域医療構想について

- (1) 地域医療構想については、再編統合を前提とせず、地域における意思決定を尊重し、地域の実情に即した柔軟な取扱いを行った上で、必要な支援策を講じること。また、新たな地域医療構想については、国としてのグランドデザイン・将来ビジョンを明確に示すとともに、各地域において、るべき医療体制の実現に向けた議論が適正に行えるよう支援を行うこと。
- (2) 地域医療介護総合確保基金については、地方の意向を十分に踏まえた配分とともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。
- (3) 「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）」に盛り込まれた、「新たな地域医療構想に向けた病床削減」については、新たな地域医療構想により各地で調整される必要病床に影響のないよう適正な病床再編がなされること。

7 自然災害時等の医療確保について

○ 大規模な自然災害が頻発する我が国の医療提供体制を確保するため、医療機関の地震災害対策、風水害対策、雪害対策等への支援を充実強化すること。

8 新興感染症への対応について

○ 新興感染症の発生・まん延時に機動的に対応する医療提供体制を構築し、維持していくことができるよう、医療機関の施設・設備の整備など感染症危機に備えた体制整備への取り組みについて、必要な技術的支援及び財政支援を講じること。